

子どもの教育を受ける権利を保障するために 井戸謙一弁護士が講演 5/26 郡山で学習会



5月26日郡山市で「教育への政治介入問題『福島県議会意見書』から考える学習会」が汚染水の海洋投棄を止める運動連絡会の主催で開かれました。同会は昨年8月の海洋放出を前後する時期に国と東電の説明を求め市民が意見を表明するつどいを

自民党の教育への政治介入に抗して

会共同代表中路良一さんは開会あいさつで次のように述べました。2011年3.11以前は、県は広報紙「アトムふくしま」を発行、文科省・経産省は、原子力ポスターコンクール開催、東電はエネルギー資料館への動員を通じ宣伝を繰り返し、子どもたちをはじめ県民に原発安全意識を植え付けるキャンペーンを行い、自治体や教育委員会もこれに応じてきました。3.11後変わったかに見えましたが、自民党と県当局は、原発事故がもたらした地域社会崩壊の現実を前にしても、自己正当化と原発推進のために教育支配を強めています。今日の学習会では、教育研究の自由と子どもたちの学習権を保障していくために学び交流します。

続いて共同代表の片岡輝美さんが活動の経過を報告。自民党が「教育現場におけるALPS処理水の理解醸成に向けたとりくみを求める意見書」を提出したことに、以下の理由で取り下げを求める県議会党派面談、議会傍聴、県庁前アクションなどにとりく

政治権力が教育現場に圧力をかけるのは許されない

講演に立った井戸弁護士は、2006年、金沢地裁裁判長として北陸電力志賀原発2号機の運転差し

止め判決を行い、退官後は「子ども脱被曝裁判」「3.11子ども甲状腺がん裁判」などの弁護団長、多

県内各地で開いてきた団体です。今年1月の日教組全国教研分科会で「汚染水」との表現を使って発表した教員がいた、との産経新聞報道に触れた自民党県議が県議会に意見書案を提出したことに対抗するアクションを行ってきました。

んだ。①海洋放出の是非についてはもっと議論が必要。②国の出前講座は海洋放出が安全だとする立場で行われている。③放射線被ばく防護が教育の大前提。④国は教育現場に介入してはいけない。⑤2020年の県内市町村議会決議—59市町村の内7割が、反対または慎重の態度—を県議会議員は尊重すべきだ。

採決結果は、自民党・公明・県民連合(立憲民主等で構成)など与党派の賛成で意見書は可決されました。反対は共産党4人とONEforALLふくしま1人、県議会県民連合は18人中2名が退席。

4月に全県議に公開質問状を送ったところ、58人中22人が回答。自民党は半数が回答を寄せましたが、同じ文章をコピーしたものが目立ちました。県民連合は3人しか回答せず、公明、維新は回答すらしませんでした。ここに議員諸氏のスタンスと資質が端的に示されました。この回答一覧は会のホームページに掲載されています。

止め判決を行い、退官後は「子ども脱被曝裁判」「3.11子ども甲状腺がん裁判」などの弁護団長、多

数の原発裁判の代理人を務めるほか「湖東記念病院事件」では再審無罪判決を勝ち取っています。井戸弁護士の講演は簡潔明瞭でした。

「汚染水との表現は虚偽の情報であり科学的な根拠に基づいていない、適切な教育でない」として「処理水」と表現すべきと政治権力が教育現場に圧力をかけるのは、①旭川学テ判決で否定された「一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育」を生み出すことにつながり、許されない。②政治権力の公教育への事実上の権力的介入であって、教育基

教育現場からの発言

教育現場からは、原発立地双葉郡富岡町の富岡中学校教員で県教組放射線教育対策委員の日野彰さん、県立高教組特別執行委員の草野芳明さんが発言しました。

日野さんは、12年間避難場所から長距離通勤生活を送り昨年春に富岡に戻っています。2020、2021年と日教組全国教研の環境公害分科会の司会を務めました。「県議会議員は男性ばかりで女性が少ない。そんな中での意見書だ。経産省・文科省は資料・パンフを送り付けてくるが、現場は多忙で余裕がなく関心も薄く使われていない。」「処理水を飲んで安全を実証した人はいない。予防原則に立ち、子どもたちに考えさせることが大事。放射線教育の

学び合い運動を前進させよう

講演と教育現場からの発言に対する質疑応答では何人もの参加者が発言されました。最後に、閉会のあいさつにたつた片岡さんは、経産省の出前講座を聴いた後の高校生が、「薄めれば安全と繰り返していたが、そんなことはないことはみんな知っている」と言っていたことを紹介し、若者に期待するとともに、会場カンパが3万5千円余り寄せられたことを報告。そして最後に海洋放出差し止め訴訟のクラウドファンディングへの協力を訴えました。

今学習会には県内各地から70人が集まりました。憲法・教育基本法に基づいた判例と「国連教員の地位に関する勧告」「世界人権宣言」、『子どもの権利条約29条』『社会権規約』を学び、教育現場のとりく

本法が示す「不当な支配」を志向する行為である。③教育の専門職としての学問の自由を侵す結果につながり憲法23条に反し許されない。④憲法26条が保障する子どもの「学習権」を侵害する結果につながる。とわかりやすく話された。

そして、かつて東京都の七生養護学校の性教育に都議会議員の介入があり、現在、奈良教育大学付属小に介入と処分攻撃がかけられている中で、市民が権力側の攻撃に機敏に反応して抵抗していく今回のような活動はとても重要だと語りました。

実践を、総合的学習で取り組んだ。事故の実相、事実を伝え語り継ぐこと、避難者への差別偏見をなくすこと、放射線から身を守ること、多様な視点を身に着けることを基本とした。」などと話されました。

草野さんは、「日教組教研でのレポートは、処理水・汚染水の両論併記であったが、自民党はその事実を見てもいない。この意見書採択で学校現場は放射線教育を避けて通る傾向が出てくる。街頭署名では風評被害を招く、と罵倒の声もあげられるが、署名に応じる若者がいるのであきらめない。ヒロシマ・ナガサキ、沖縄、水俣を語り継いでいきたい」と決意を語りました。

みを共有し意見を交流できたことは大きな成果でした。今後、自民党や保守政党からこの意見書の具現化を求める国会質問が行われ教育現場への圧力がかけられることも予想されます。本学習会を起点として各地で取り組みを進めるとともに、全国的活動も求められることになるでしょう。

6月には原発事故汚染水の海洋放出差し止め訴訟の第2回口頭弁論が福島地裁で、東京では原発訴訟団体の共同集会が開かれます。7月9日には福島市での2回目の「国・東電の説明、住民意見交換会」が、同15日には、「海といのちを守るつどい～海の日アクション2024」がいわき市で開かれます。連帯の輪を拡大し流れを変えて行く時です。